

野辺地町国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**保険税が減免**となります。

【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税の一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。（裏面参照）

◎勤務先の倒産や解雇等、自己都合によらない理由で離職した**非自発的失業者**に該当する
場合については、**今回の措置の対象外**となります（**従来どおりの軽減措置を適用**）。

○**保険税の減免額**は、**減免対象保険税額**（ $A \times B/C$ ）に
減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の保険税額（ $A \times B/C$ ）

A:世帯の被保険者全員について算定
した保険税額

B:世帯の主たる生計維持者の減少が見
込まれる収入にかかる前年の所得額

C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者
全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合（D）

300万円以下の場合 : 全部(10分の10)

400万円以下の場合 : 10分の8

550万円以下の場合 : 10分の6

750万円以下の場合 : 10分の4

1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象
保険税の全部を免除。

【減免の対象となる保険税】

**令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に普通徴収の
納期限（特別徴収の場合は年金の支払日）が設定されているもの**

減免の対象とならない場合でも、保険税の徴収猶予を受けられる場合があります。

ご自身が減免の対象となるか等、詳細については、

野辺地町 町民課 国保税担当へお問い合わせ下さい。

電話：0175-64-2111（内線229） F A X：0175-64-9594

ホームページにも関連情報を掲載しています。ホームページ: www.town.noheji.aomori.jp/

【国民健康保険税減免に関する Q & A】

Q 1 申請に必要な書類は？

A 1 減免事由に応じて、次の書類が必要になります。

【減免事由①②共通の提出書類】

☐ 国民健康保険減免申請書 ☐ 収入申告書

【減免事由①に該当する場合】

☐ 死亡診断（死体検案）書、医師の診断書など

【減免事由②に該当する場合】

☐ 収入減少、事業の廃止・失業等の原因が新型コロナウイルス感染症の影響だとわかるもの

（退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給資格証、廃業届、休業届など）

☐ 事業・業種の内容が分かる書類の写し（登記簿謄本など）

☐ 主たる生計維持者の令和**2**年中の収入が分かる書類の写し

（給与明細書、確定申告書の控えなど）

☐ 主たる生計維持者の令和**3**年中の収入が分かる書類の写し

（給与明細書、収入と必要経費が確認できる帳簿など）

Q 2 減免事由②の対象となるのはどのような収入？

A 2 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入です。それ以外の収入（年金収入、株取引による収入等）は対象となりません。

Q 3 主たる生計維持者とは？

A 3 基本的には、国民健康保険被保険者が属する世帯の世帯主です。国民健康保険への加入の有無は問いません。世帯主以外の方の収入で生計が維持されている場合は、その旨を申請時にお申し出ください。

Q 4 減免申請後、保険税の納付はどうすれば良い？

A 4 町から通知される減免決定（却下）通知書の記載内容により、次のとおり対応いただきます。

全額減免の場合

減免申請した国民健康保険税の納付は不要です。

一部減免（減額）の場合

減免後に通知される納税通知書を確認し、減額後の国民健康保険税を納付書又は口座振替で納付いただきます。

減免されない場合

お手元の納税通知書から変更はありませんので、納期限までに納付いただきます。